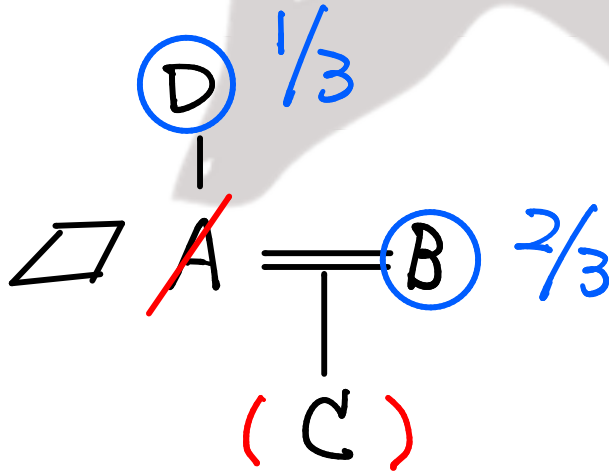


同時死亡の推定 管業 R02-01-1 <<#810>>

【問】 正誤をつけよ。

土地甲を所有するAが死亡した。Aには配偶者B、子C、直系尊属の父Dのみがいるものとする。AとCは同乗する飛行機の墜落事故で死亡したが、AとCのどちらが先に死亡したか明らかでない場合は、Dの相続分は2分の1である。



【答え】 誤り

<<ポイント1>> 同時死亡の推定 管業【発展】 宅建【発展】

数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。（民法32条の2）

<<ポイント2>> 法定相続分 管業【★基礎必須】 宅建【★基礎必須】

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。（民法900条2号）

<<参考>>

| 相続人      | 相続分                       | 注意事項                                    |
|----------|---------------------------|---|
| 配偶者と子    | 配偶者 = 2分の1<br>子 = 2分の1    | ①子(養子・胎児を含む)の相続分は平等<br>②非嫡出子と嫡出子の相続分は同等 |
| 配偶者と直系尊属 | 配偶者 = 3分の2<br>直系尊属 = 3分の1 | 直系尊属の相続分は平等                             |
| 配偶者と兄弟姉妹 | 配偶者 = 4分の3<br>兄弟姉妹 = 4分の1 | ①兄弟姉妹の相続分は平等<br>②片親の違う兄弟姉妹は他の兄弟姉妹の2分の1  |